	保証金の種類	没収事由	没収額
１・２	（略）	（略）	（略）
３	第１次保証金	当該入札参加者が落札したにもかかわらず、第２次保証金の提供期限までに第２次保証金の全額を提供していることが確認できなかったこと（入札における最後の順位の落札者（繰上げ落札者のうち最後の順位の者を含む。）が、入札した発電設備の出力のうち一部について落札がなかったものとされ、その結果により事業を中止した場合を除く。）。	全額
４～９	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
10～17	（略）	（略）	（略）
（略）			

	保証金の種類	没収事由	没収額
１・２	（略）	（略）	（略）
３	第１次保証金	当該入札参加者が落札したにもかかわらず、第２次保証金の提供期限までに第２次保証金の全額を提供していることが確認できなかったこと（入札における最後の順位の落札者（繰上げ落札者のうち最後の順位の者を含む。）が、入札した発電設備の出力（バイオマス発電設備にあっては、入札バイオマス比率考慮後出力。第５号、第15号及び備考において同じ。）のうち一部について落札がなかったものとされ、その結果により事業を中止した場合を除く。）。	全額
４～９	（略）	（略）	（略）
10	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備が当該落札に係るバイオマス以外のバイオマスを用いるバイオマス発電設備であるときは、次に掲げる変更をしたこと。 ア　当該設備において用いるバイオマスに係る合計のバイオマス比率を40％以上減少させる変更 イ　当該設備において用いるバイオマスに係る合計のバイオマス比率を増加させる変更（当該合計のバイオマス比率考慮後出力に増加がない場合又は当該設備による再生可能エネルギー電気の供給量のうち、当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量に当該変更前の当該合計のバイオマス比率（以下「調達上限比率」という。）を乗じて得た量（以下「調達上限量」という。）を超える部分を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該部分の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合を除く。） ウ　調達上限比率を増加させる変更 エ　当該落札に係るバイオマス以外のバイオマスに係る再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を増加させる変更（当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量（併せて当該設備の出力を減少させる場合にあっては、当該減少前の出力を基礎とした電気の供給量）に占める当該増加に係る再生可能エネルギー電気の量（調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該部分の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合にあっては、当該調達上限量に含まれる部分に限る。）が20％以上である場合に限る。）	全額
11～18	（略）	（略）	（略）
（略）			